

京都市告示第 97 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成31年4月19日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日

平成31年4月24日（水）、同月25日（木）、同年7月24日（水）、
同月25日（木）

（歴史資料館）